

# 美しいちばの森林づくり 森林整備による CO<sub>2</sub> 吸収量認証制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県民、団体及び企業（以下「県民等」という。）が計画的に実施する植栽、間伐その他の森林整備について、森林の CO<sub>2</sub> 吸収量を評価・認証する制度を定めることにより、県民等による森林整備を促進するとともに、より多くの県民が森林づくり活動の効果に関心を持つ契機とし、地球温暖化防止をはじめ、地域の森林の多様な機能の持続的発揮に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 千葉県（以下「県」という。）内に所在する、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 2 条の規定による森林をいう。
- (2) 森林整備 植栽、萌芽整理等の森林の造成・更新行為及び下刈、除伐、間伐等の森林の保育行為をいう。
- (3) 整備対象森林 森林整備を実施する森林をいう。
- (4) 根拠計画 計画的な森林整備の根拠となる、次に掲げる協定、計画及び契約をいう。
  - ア. 法第 10 条の 11 の規定による認可を受けた施業実施協定
  - イ. 法第 11 条の規定による認定を受けた森林経営計画
  - ウ. 「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」第 16 条の規定による千葉県知事（以下「知事」という。）の認定を受けた里山活動協定
  - エ. 県が所有又は管理する森林を対象とした森林整備について、県との間で締結した契約又は協定（当該整備に要する費用のすべてを県が負担することを内容とする契約又は協定を除く。以下「県有林整備協定」という。）
  - オ. 市町村が他市町村内にある森林の整備に係る費用の全部若しくは一部を負担する場合又は他市町村内にある森林の整備を自ら実施する場合において、当該市町村間で締結した契約若しくは協定又はそれらを証明する書面（以下「市町村間協定等」という。）
- (5) 森林整備実施者 根拠計画に基づく森林整備を実施する、次に掲げる者をいう。
  - ア. 根拠計画である施業実施協定の認可、森林経営計画若しくは里山活動協定の認定を受け又は県有林整備協定若しくは市町村間協定等を締結した（以下「根拠計画の認定等を受けた」という。）者（以下「計画実施者」という。）
  - イ. 森林整備の実施について、計画実施者との間で、当該森林整備に要する費用の全部又は一部を自らが負担することを内容とする契約又は協定（以下「支援協定」という。）を締結した者（以下「支援者」という。）
- (6) CO<sub>2</sub> 吸収量認証 森林整備実施者が実施する森林整備について、知事が第 4 条に

規定する認証を行い、CO<sub>2</sub> 吸収量認証書（様式第 1 号。以下「認証書」という。）を交付することをいう。

（認証の申請）

第 3 条 CO<sub>2</sub> 吸収量認証を受けようとする計画実施者は、根拠計画の認定等を受けた日から、当該根拠計画の有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に、知事に認証申請書（様式第 2 号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

2 CO<sub>2</sub> 吸収量認証を受けようとする支援者は、支援協定を締結した日から、当該支援協定に係る根拠計画の有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間に、当該支援協定を締結した計画実施者と連名で、申請書を知事に提出するものとする。

3 前 2 項の申請書には、次の各号に掲げる図面又は書類を添付するものとする。

(1) 整備対象森林の区域の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面

(2) 森林整備の種類別の位置、面積及び実施時期を明らかにした縮尺 5 千分の 1 以上の図面

(3) 根拠計画及び当該根拠計画の認定等を受けたことを証する書類の写し

(4) 支援協定の写し（第 2 項の規定による申請をする場合に限る。）

(5) 整備対象森林の現況写真

(6) その他前各号の内容を補足する図書

（認証）

第 4 条 知事は、前条の申請が次の各号に掲げる要件すべてを満たしていると認めるときは、これを認証する。

(1) 申請をした森林整備実施者（以下「申請者」という。）が根拠計画の認定等を受け、又は支援協定を締結した森林整備に係る申請であること。

(2) 根拠計画の有効期間が 1 年以上であること。

(3) 申請書に記載された整備対象森林の面積の合計が 0.1 ヘクタール以上であること。

(4) 申請書に記載された森林整備の内容が、根拠計画と整合がとれたものであること。

(5) 整備対象森林が法第 5 条の規定による地域森林計画の対象である場合は、当該森林整備が法第 10 条の 5 の規定による市町村森林整備計画に定められた基準その他の事項に従ったものであること。

2 知事は、前項の認証をしようとするときは、別に定める基準により、認証する CO<sub>2</sub> 吸収量を算定する。

3 知事は、認証の可否について、申請者に通知する。

この場合、認証書の交付をもってこれに替えることができるものとする。

（認証の変更）

第 5 条 前条の認証を受けた申請者は、申請書の内容に変更が生じたときは、すみやかに認証変更申請書（様式第 3 号）を知事に提出するものとする。

2 前条の規定は、前項の変更申請の認証について準用する。

3 知事は、前 2 項に規定する場合のほか、前条の認証をした森林整備について、認証書

記載の吸収期間内に災害その他により認証内容に見合う CO<sub>2</sub> 吸収が期待できなくなったと認めた場合には、認証内容の変更を行い、その結果を当該認証に係る申請者に通知する。

(認証状況の公表)

第6条 知事は、第4条の認証又は前条の認証の変更をしたときは、次の各号に掲げる事項を、整備対象森林の所在する市町村長に通知するとともに、県のホームページに掲載する。

- (1) 申請者名
- (2) 整備対象森林の所在
- (3) 根拠計画及び森林整備の概要
- (4) 認証した CO<sub>2</sub> 吸収量
- (5) 認証年月日

(認証書の利用)

第7条 認証書は、申請者の社会貢献活動の証として、千葉県が森林の CO<sub>2</sub> 吸収量を評価・認証するものであることから、その利用については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 認証書は、広報活動に用いることができる。
- (2) 認証書を第三者に販売又は譲渡することはできない。

(その他)

第8条 本要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附則 この要綱は、平成21年8月21日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年3月4日から施行する。

# 美しいちばの森林づくり CO<sub>2</sub>吸収量認証書

第 号  
年 月 日

(申請者名) 様

千葉県知事

年 月 日付けで申請があった森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量を算定したので、次のとおり認証します。

**CO<sub>2</sub> 吸収量**

**t-CO<sub>2</sub>**

(吸収期間: 年 月 日から 年 月 日まで)

1 吸収量算定の対象となる森林整備に関する事項

(1) 森林整備の根拠となる計画等

(2) 森林整備の内容

ア. 整備対象森林の所在地

千葉県 市 町 番 ほか 筆

イ. 整備の種類及び面積

ほか . ヘクタール

詳細は裏面記載のとおり

2 認証書の利用に関する事項

この認証書は、申請者の社会貢献活動の証として、千葉県が森林のCO<sub>2</sub>吸収量を評価・認証するものですので、広報活動に御利用ください。

なお、この認証書を第三者に販売又は譲渡することはできません。

<裏面>

森林整備の内容及びCO<sub>2</sub>吸収量

整備対象森林の所在地	森林整備の種類	整備面積 (ha)	実施時期	樹種	CO <sub>2</sub> 吸収量 (t-CO <sub>2</sub> )

留意事項

- 1 CO<sub>2</sub> 吸収量は、各整備対象森林について、整備実施後から当該整備の根拠となる計画等の終期までの期間を対象に算定したものです。
- 2 認証する吸収期間は、申請があった森林整備の根拠となる計画等の有効期間です。

森林整備による CO<sub>2</sub> 吸収量認証申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 (計画実施者) (住所)  
(団体名)  
(代表者氏名)  
(支援者) (住所)  
(団体名)  
(代表者氏名)

森林整備による CO<sub>2</sub> 吸収量の認証を受けたいので、「美しいちばの森林づくり  
森林整備による CO<sub>2</sub> 吸収量認証制度実施要綱」第3条の規定により、下記のとおり  
申請します。

記

1 整備対象森林の所在地

ほか 筆

2 森林整備の内容

別表のとおり

3 森林整備の根拠となる計画等

(1) 計画等の種類

- 施業実施協定 ( 年 月 日 長認可)
- 森林経営計画 ( 年 月 日 長認定)
- 里山活動協定 ( 年 月 日 認定)
- 県有林を対象とした県との協定・契約 ( 年 月 日 締結)
- 市町村間の協定・契約 ( 年 月 日 締結)

(2) 計画等の期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 添付図書

- (1) 位置図 (整備対象森林の区域の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面)
- (2) 施業図 (森林整備の種類別の位置、面積及び実施時期を明らかにした縮尺 5 千分の 1 以上の図面)
- (3) 3 の計画等 (施業実施協定書及び認可書、森林経営計画書及び認定書、里山活動協定書及び認定書、県との協定・契約書又は市町村間の協定・契約書) の写し
- (4) 計画実施者と支援者との間で締結した支援協定の写し (支援者が申請する場合に限る。)
- (5) 整備対象森林の現況写真
- (6) 連絡先 (電話番号、所属・担当者名等)

別表

森林整備の内容

整備対象森林の所在地	森林整備の種類	整備面積	実施時期	樹種	林齢	備考
計						

(記入上の注意)

- ① 「整備対象森林の所在地」欄には、当該地の「市町村、大字、地番」又は当該森林整備の根拠となる計画等での区分を記入する。
- ② 「整備の種類」欄には、「植栽、萌芽整理、下刈り、枝打、除伐、間伐、その他(具体的内容)」の区分を記入する。
- ③ 「整備面積」欄には、森林整備を実施する面積をヘクタール単位(小数点以下3位を四捨五入し2位止め)で記入する。  
なお、「計」欄には、集計値としての森林整備を実施する延べ面積ではなく、整備対象森林の実面積を記入する。
- ④ 「実施時期」欄には、森林整備の実施年を記入する。
- ⑤ 「樹種」欄には、森林整備実施後の「スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、マテバシイ、その他広葉樹」の区分を記入する。
- ⑥ 「林齢」欄には、④の実施年における森林整備実施後の林齢を記入する。
- ⑦ 「備考」欄には、整備区分が植栽の場合の植栽本数、森林整備を外注する場合の外注(予定)先等を記入する。
- ⑧ ①～⑦の区分が異なるごとに別行とする。

森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量認証変更申請書

年 月 日

千葉県知事

様

申請者 (計画実施者) (住所)  
(団体名)  
(代表者氏名)  
(支援者) (住所)  
(団体名)  
(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で認証を受けた森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量について、申請内容に変更があったので、「美しいちばの森林づくり 森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量認証制度実施要綱」第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 整備対象森林の所在地

ほか 筆

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

- (1) 変更の対象となる「美しいちばの森林づくり CO<sub>2</sub>吸収量認証書」
- (2) 変更後の地図(位置図、施業図)
- (3) 変更後の森林整備の根拠となる計画書及び認定書等の写し
- (4) その他変更の内容に係る図書
- (5) 連絡先(電話番号、所属・担当者名等)